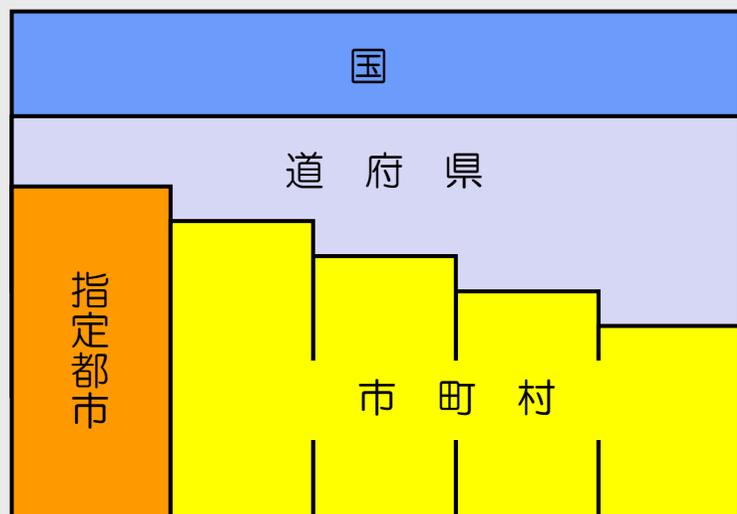


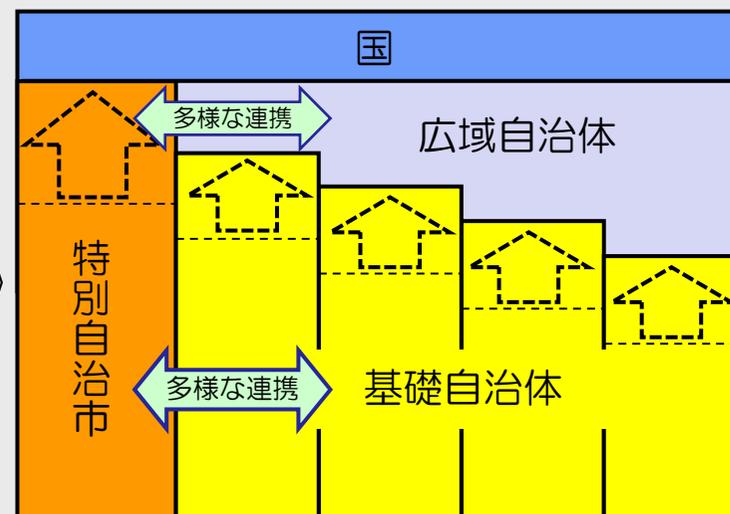
### 3 新たな大都市制度「特別自治市」

- 二層制の自治構造は廃止し、広域自治体に包含されない「特別自治市」を！
- 地方の行うべき事務の全てを一元的に担当！
- 大都市圏域の広域的行政課題は、大都市を中心とした基礎自治体間の連携で対応！
- 新たな役割分担に応じた税財政制度を構築
- 市域内の地域課題に対応するため、住民自治・住民参加の仕組みを構築
- 大都市の多様性を踏まえた制度設計

特別自治市創設後の広域自治体と基礎自治体の関係図  
指定都市制度(現状)



特別自治市制度創設後



## (4) 地方自治体の役割に応じた地方税制の構築

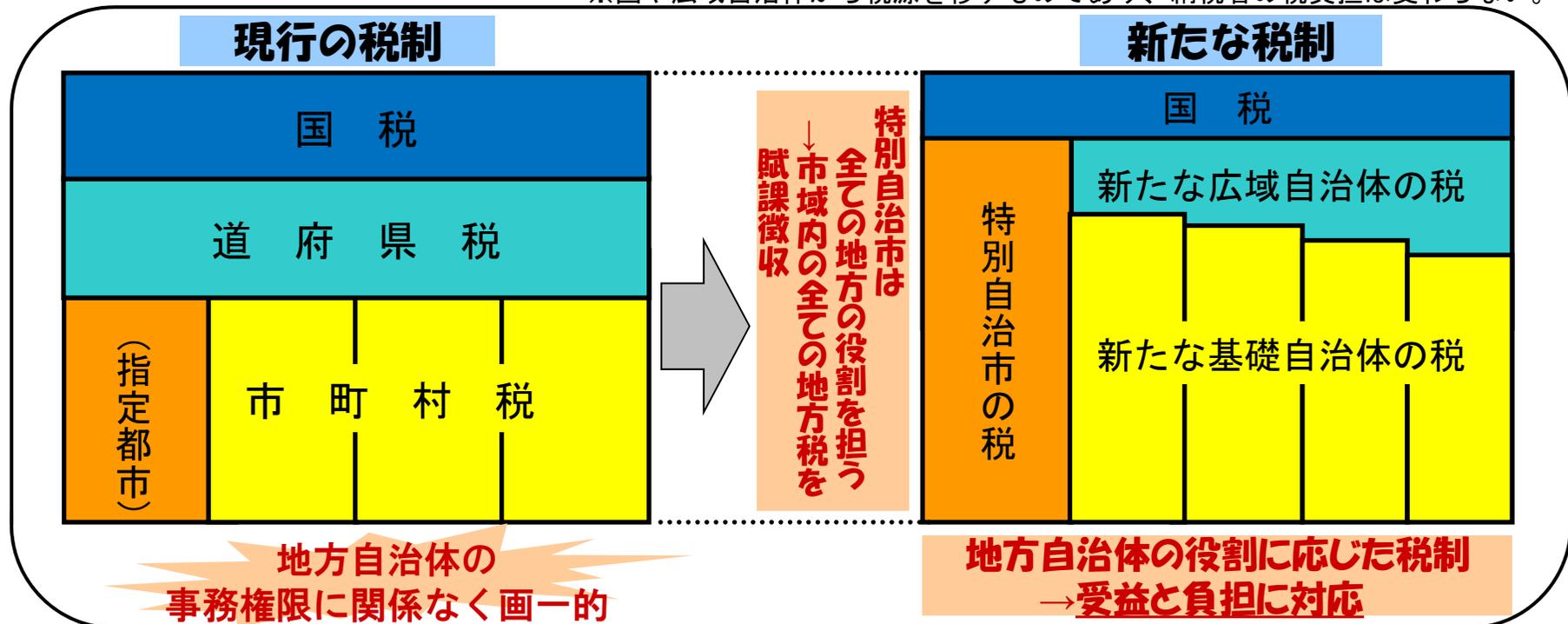
■ 現行の地方税制は、事務・権限に関わりなく、画一的であるため、大都市の役割に応じたものとなっておらず、結果として**受益と負担の関係にねじれ**※が生じている

※指定都市の市民は、指定都市から多くの行政サービスを受けているにもかかわらず、道府県税も負担している。

**受益と負担の関係に対応した、新たな地方税制の創設が必要**

■ 特別自治市が市域内の広域自治体及び基礎自治体としての全ての業務を行うことから、**特別自治市が市域内の全ての地方税を一元的に賦課徴収**※

※国や広域自治体から税源を移すものであり、納税者の税負担は変わらない。



## (5) 「特別自治市」創設に伴う財政調整

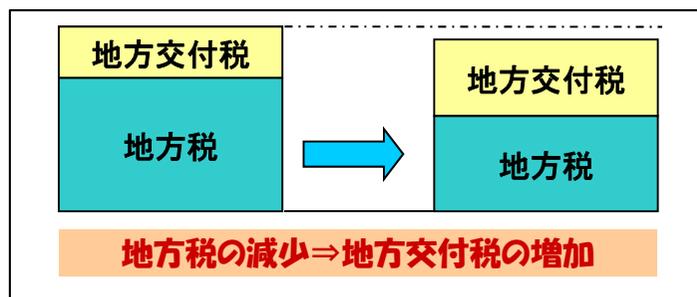
**前提** 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能は現行どおりと仮定

道府県は、特別自治市への事務・権限の移譲に伴い、歳入及び歳出が減少するが、その財政的影響は、移譲地域内の道府県税収や財政需要の状況により異なる。

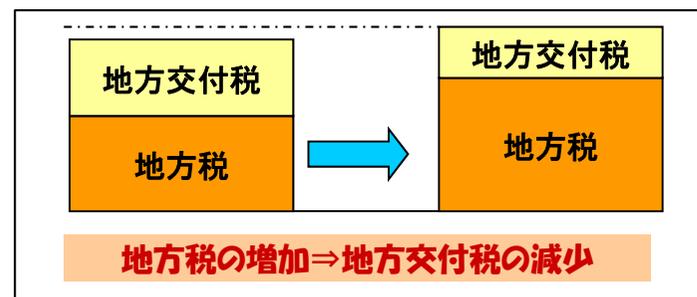
特別自治市移行に伴い、広域自治体において、財源不足が生じる場合、必要な財政需要に応じ、一義的には、地方交付税により措置される。

財政調整のイメージ(広域自治体の税収が減少した場合)

新たな広域自治体



特別自治市



\* 地方税と地方交付税の増減額は、必ずしも、同額ではない。

特別自治市移行までに、大都市圏等の行政サービス水準の維持・向上に向け、役割分担などのあり方について、指定都市と道府県・市町村の間で必要な協議を行う。